

南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱

南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成23年3月14日南区役所
区長決裁。）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、南区における地域コミュニティの醸成及び地域活性化の推進を通じた魅力あるまちづくりに資する事業であって、市民活動を行う団体（第2条第1項第2号の連合体を含む。）が行うものに対し、さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）の規定に基づき南区役所区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で交付する南区魅力あるまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付申請ができる団体）

第2条 補助金の交付を申請することができる団体は、次のとおりとする。

- (1) 南区市民活動ネットワークに登録している団体（以下「市民活動ネットワーク登録団体」という。）
- (2) 連携する2つ以上の団体等により構成される連合体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、同項の交付を申請することができない。

- (1) 当該団体を構成する者（役員等を含む。以下「構成員」という。）のうちにさいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下この号及び次号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は条例第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当する者があるもの
- (2) 当該連合体を構成する団体のうちに暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）があるもの

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第9条の規定により申請された事業であって、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 地域コミュニティの醸成及び地域活性化の推進に寄与する事業
 - (2) 主として南区民を対象として実施される事業
 - (3) 市又は区の計画等に合致し、区民の福祉の増進や地域課題の解決に寄与する事業
 - (4) 当該団体が有する先駆性や専門性等を生かした事業
 - (5) 予算に関する見積り等が適切であり、申請者による実施が可能である事業
 - (6) 原則として当該会計年度内に完了する事業
- (補助事業としない事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助事業としない。

- (1) 市又は他の公共団体（これらが出捐し、又は出資する団体を含む。）による財政的援助を受け、又は受けるための手続を行っているもの
 - (2) 団体を構成する者の趣味、娯楽等を目的とする活動に過ぎないもの
 - (3) 特定の個人又は団体等の利益を目的とするもの
 - (4) 特定の個人又は団体等への経済的支援を目的とするもの
 - (5) 市又は他の団体等に対する陳情、要望等を目的とするもの
 - (6) 専ら物品等の販売若しくは購入又は頒布を目的とするもの
 - (7) 事業の主たる効果が区外に限定されるもの
 - (8) 事業の主たる効果が当該団体内に限定されるもの
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容を含むもの
 - (10) 事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配することを目的とするもの
 - (11) 単位組織で行う祭礼行事、運動会等
 - (12) 他の団体によりこの補助金の交付を受けてこれまでに3回以上実施された地域課題の解決を図るもの（その内容が著しく類似する事業を含む。）
 - (13) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (団体の責務)

第5条 補助金の交付を申請する団体は、自らの責任において、補助事業の実施に必要な事項の調整や会場、物品、人員等の確保を行うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、おおむね別表のとおりとする。

2 前項の補助対象経費には、次に掲げる経費は含まない。

(1) 当該補助金の交付決定前に支払った経費（補助事業の実施に欠くことのできない会場費等の経費であって、やむを得ない事情により交付決定前に支払う必要があったと区長が認めるものを除く。）

(2) 団体の経常的な運営に充てる経費

(3) 構成員の飲食や親睦に充てる経費

(4) 構成員に対する人件費

3 補助事業の実施に伴い団体に収入金が発生した場合は、第1項の補助対象経費の額の合計額から当該収入金に相当する額を控除して補助金の額を算定する。

4 前3項に定めるもののほか、補助対象経費に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（補助金の額）

第7条 市民活動ネットワーク登録団体に対する補助金の額は、補助対象経費の額の合計額（収入金があるときは、これを控除した額）の2分の1の範囲内の額とし、20万円を限度とする。

2 第2条第1項第2号の連合体に対する補助金の額は、事業に対する区の予算の範囲内の額とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（同一の事業に対する補助金の交付）

第8条 同一の事業に対する補助は、1年度につき1回に限り行う。

2 市民活動ネットワーク登録団体が実施する同一の事業に対する補助は、通算して3回を限度に行うものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

- (2) 事業収入支出予算書（様式第3号）
 - (3) 団体活動状況調査書（様式第4号）
 - (4) 団体の組織や運営に関する事項を内容とする会則、規約その他これらに準ずるもの
 - (5) 会員名簿（役員の役職、氏名等が明記されているもの）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする団体のうち補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするものは、前項の規定による交付の申請の際に、併せて概算払い収支計画書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により添付しなければならない書類等のうち、補助事業の目的又は内容により申請書への添付の必要がないと認めるものがあるときは、当該必要がないと認める書類等の添付を省略させることができる。

（交付期間の延長）

第10条 同一の市民活動ネットワーク登録団体が実施する事業であって既に通算して3回以上の補助金の交付を受けたものに対し、更に補助金の交付を受けようとするときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付期間延長承認申請書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、1年度につき1回に限り行うことができる。

（交付の決定）

第11条 区長は、第9条の規定による申請があったときは、当該申請された補助事業の目的及び内容を調査するとともに、第23条に規定する南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付審査委員会の意見を聴いて、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付を申請した団体（以下「申請団体」という。）に通知するものとする。
- 3 区長は、補助金を交付することを決定した場合において、当該補助事業の適切な遂行に必要があると認めるときは、その決定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(交付期間の延長の決定)

第12条 区長は、第10条の規定による申請があったときは、当該申請された補助事業の目的及び内容を調査するとともに、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付審査委員会の意見を聴いて、補助金の交付期間の延長の適否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付期間の延長の適否を決定したときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付期間延長承認・不承認決定通知書(様式第8号)により申請団体に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、交付期間を延長することを決定した場合について準用する。
(交付申請の取下げ)

第13条 申請団体は、第11条の規定による交付の決定若しくは前条の規定による交付期間の延長の決定又はこれらに付された条件に不服があるときは、区長が指定する期日までに、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付申請取下げ願い(様式第9号)により、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、区長は、当該取下げに係る補助金の交付の決定を取り消す。

(事業計画の変更等の申請)

第14条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が当該補助事業に係る計画等の変更(区長が軽微な変更と認めるものを除く。次項において同じ。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに南区魅力あるまちづくり推進事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第10号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助事業に係る計画等の変更又は中止若しくは廃止(以下「変更等」という。)に係る内容を調査し、補助事業として補助金を交付することが適当と認めるときは、これを承認するものとする。

3 区長は、前項の変更等に係る内容の調査に当たり必要があると認めるときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付審査委員会の意見を求めることができる。

4 区長は、第2項の規定により変更等を承認したときは、南区魅力あるまちづくり推進事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第11号)により交付決定団体に通知

するものとする。

5 第11条第3項の規定は、事業計画の変更等を承認した場合について準用する。

(契約)

第15条 交付決定団体は、補助事業を遂行するために売買、請負その他の契約を締結するときは、競争性のある契約方式により行う等経済性や公平性等の確保に努めなければならない。

(調査)

第16条 区長は、交付決定団体の補助事業の遂行に関し、必要に応じて現地調査等を行うことができる。この場合においては、あらかじめ当該交付決定団体にその旨を通知するものとする。

2 区長は、前項の調査により、交付決定団体が補助事業の遂行において法令又は市の関係例規の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかにその是正を求めるものとする。

3 交付決定団体は、前項の是正を求められたときは、速やかにその是正のための措置を講じる等誠実に対応しなければならない。

(実績報告)

第17条 交付決定団体は、当該補助事業が完了したときは、区長が指定する期日までに、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 事業収入支出決算書（様式第13号）

(2) 補助事業に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿

(3) 補助金により支出した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 区長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書（様式第14号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

(交付時期等)

第19条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助事業が完了した後に補助金の交付を受けようとするときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金請求書（様式第15号）を区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項の規定により補助事業の完了前に補助金の概算払いの交付を申請し、その承認を受けた交付決定団体が補助金の交付を受けようとするときは、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金概算払請求書（様式第16号）を区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の規定による概算払いの交付の請求を受け、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第11条第1項の規定により交付することとする決定をした後、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

5 補助事業の完了前に補助金の概算払いの交付を受けた交付決定団体は、第18条の規定により確定した補助金の額が概算払いにより交付された補助金の額を上回るときは、その差額の範囲内で補助金を追加して請求することができる。この場合においては、区長が定める日までに、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金概算払請求書を提出しなければならない。

6 補助事業の完了前に補助金の概算払いの交付を受けた交付決定団体は、第18条の規定により確定した補助金の額が概算払いにより交付された補助金の額を下回るときは、その差額を、直ちに返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第20条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容の変更（決定に新たに条件を付し、又は既に付した条件を変更することを含む。）をすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業の変更等により補助事業の全部又は一部を継続することができないと認め

られるとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又は決定に付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づき順守すべき事項に違反したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その補助金の額に相当する額の返還を求めるものとする。

2 区長は、第14条第2項の規定により補助事業に係る計画等の変更等を承認した場合において、当該変更等に係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、気象条件又は天変地異等交付決定団体の責によらない事由により補助事業の全部又は一部が変更等をされた場合で、補助事業の実施のために必要な経費で、既に執行され、遡って取り消すことができないものとして区長が認める経費については、返還を要しないこととすることができる。

3 前項の区長が定める期限は、同項の規定により返還を請求する日から14日以内の日とする。

(書類の整備及び保存)

第22条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付審査委員会)

第23条 南区役所に、この要綱による補助金の交付に関する事項その他区長の諮問する事項を調査審議するため、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付審査委員会(次項において「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

科 目		補助対象経費の例
賃金		アルバイト賃金
報償費		講師謝礼 ボランティア謝礼 事業協力者謝礼 出演料 自家用車を事業に供した場合の謝礼
旅費		交通費
需用費	消耗品費	事務用品 紙代
	印刷製本費	チラシ ポスター 冊子の印刷
	光熱水費	電気 ガス 水道代
	修繕費	現状復旧のための修繕
	燃料費	灯油代 自動車燃料費（運行記録等より走行距離を確認できる場合に限る。）
役務費		郵便料金 電話代 広告料 保険料 手数料 翻訳料 クリーニング代
委託料		会場設営委託
使用料・賃借料		会場使用料 車両借上料 有料道路使用料 駐車場使用料 コピー代
工事請負費		
原材料費		補修用材料 種苗
備品購入費		防災資機材
負担金・補助金		法令や契約に基づき負担する経費
公課費		